

このような資産があれば申告してください

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業（貸付を含む）、売電事業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車装置、駐車料全自動計算装置、舗装路面、太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンバ、ロードローラ、パコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗・小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など
ガソリンスタンド、自動車修理業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、旋盤、プレス、測定工具、検査工具 など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パコン、保冷庫 など

会社や個人で、工場や商店などを営んでいる人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために用いている構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産と言います。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有している資産を申告する必要があります。

申告の主な対象
土地・家屋以外で所得税法や法人税法に基づき、減価償却資産として固定資産台帳や減価償却明細書に計上しているものから、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産などを除いたもの

実地調査について
市では、毎年、償却資産の適性な申告をしていただくため、市内にある事業所などに対して計画的な実地調査を行っています。

調査時に確認・照合するもの
減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表、工事内訳書、リース資産契約書、仕訳書、総勘定元帳など

※訪問日は、事前に連絡します
※申告の必要があるにもかかわらず、申告をしていないと、遡及課税や延滞金の対象となりますので、ご注意ください

固定資産税（償却資産）申告のお知らせ

課税課（市役所2階4番窓口） ☎32・2016

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画の策定

高齢介護課（市役所1階11番窓口） ☎32-2070

高齢者の保健や福祉、介護保険施策を推進するため「津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画」（計画期間：平成27～29年度）を策定しました。

基本理念 「高齢者がその人らしくいつまでも地域ではつらつと暮らすまちつやま」

平成27～29年度の介護保険料は、負担能力に応じた10段階の所得区分になっています。

介護保険料表

市民税課税状況		所得区分	段階	保険料率	保険料（年額）	
世帯	本人					
生活保護受給者						
非課税	非課税	高齢福祉年金受給者		第1段階	基準額×0.45	31,320円
		80万円以下				
		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額		第2段階	基準額×0.65	45,240円
		80万円超120万円以下		第3段階	基準額×0.75	52,200円
課税	課税	前年の合計所得金額		第4段階	基準額×0.75	52,200円
		80万円以下		第5段階	基準額×1.00	69,600円
		80万円超		第6段階	基準額×1.20	83,520円
		125万円未満		第7段階	基準額×1.30	90,480円
		125万円以上190万円未満		第8段階	基準額×1.50	104,400円
		190万円以上290万円未満		第9段階	基準額×1.70	118,320円
290万円以上600万円未満		第10段階	基準額×2.00	139,200円		
600万円以上						

※計画の具体的な推進については、今後お知らせします

※計画書は、高齢介護課または各支所・出張所担当課の窓口で配布しています（市ホームページから印刷可）

集団健診・がん検診を実施します

健康増進課 ☎32-2069

市では、生活習慣病などの発症や重症化を防ぐため、集団健診・がん検診を実施します。

健康だと思っても、気が付かないうちに、体に変化が起きていることがあります。この変化を少しでも早く発見し、健康な体を保つため、健（検）診を受けましょう。

ところ 津山すこやか・こどもセンター

■特定・高齢者健診、結核・肺がん・胃がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診

とき 6月20日(土)午前8時～10時

■乳がん・子宮頸がん検診

とき 6月16日(火)、17日(水)、20日(土)午後1時～2時

※詳しくは、広報つやま5月号に折り込みの「平成27年度の健（検）診等のお知らせ」をご覧ください



有料指定ごみ袋の料金改定

環境事業所 ☎22-8255

津山圏域クリーンセンターの稼働後、有料指定ごみ袋の料金を全市で統一します。

料金改定時期 平成28年4月(予定)

料金の改定までの間、ごみ袋の計画的な購入と使用をお願いします。

また、ごみの分別方法など、詳しくは決まり次第お知らせします。

有料指定ごみ袋新料金表（消費税込み）

種別	1パック (10枚入り)
可燃	45ℓ 450円
	30ℓ 240円
	20ℓ 160円
不燃	30ℓ 240円
	20ℓ 160円
プラ	45ℓ 240円
	30ℓ 160円



軽自動車税の納付期限

国税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017
または各支所・出張所担当課

5月は軽自動車税の納付月です。忘れないよう、納付期限日までに納めましょう。

納付期限 6月1日(月)

納税通知書で納める場合 5月中旬に送付する納税通知書を使って、市指定金融機関・収納代理金融機関で納めてください

口座引き落としで納める場合 納付期限日に指定口座から引き落としします

※口座引き落としで納める人へは、6月中旬に納税証明書を送付します

身体・精神に障害のある人の軽自動車税の減免

障害の等級などにより、軽自動車税が減免になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください

減免の申請期限 5月25日(月)

固定資産評価審査委員の選任

国税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017

任期満了に伴い、3月定例市議会において、次の3人が固定資産評価審査委員に選任されました。

任期 平成27年4月1日～平成30年3月31日

※固定資産評価審査委員会は、市長が決定した固定資産の価格が、国の示している固定資産評価基準に基づき適正に決定されているかどうかを審査する、独立した第三者機関です



岸川洋一さん (院長)



正影朋義さん (田町)



吉田誠五さん (山北)